

平成 23 年度事業計画

1. 会議の開催

- (1) 総会の開催
- (2) 理事会の開催

2. 講習・研修事業

(1) 消防設備士試験事前講習会

(財) 消防試験研究センターが実施する消防設備士試験の受験者で、希望する者を対象に、受験に必要な知識及び技能を習得するための事前講習会を開催する。(前期試験のみ対応)

(2) 消防用設備等実務研修会

会員及び保守業務関係者等の知識及び資質の向上を図るため、消防用設備等実務研修会を実施する。

3. 受託事業（各種講習会の実施）

(1) 消防設備士講習

消防法第 17 条の 10 の規定による、消防設備士免状所有者に対する法定講習を、青森県の委託により実施する。

(2) 危険物取扱者保安講習

消防法第 13 条の 23 の規定による、危険物取扱者免状所有者に対する法定講習を、青森県の委託により実施する。

(3) 消防設備点検資格者講習

(財) 日本消防設備安全センターの委託により、消防設備点検資格者講習（資格取得）を実施する。

(4) 消防設備点検資格者再講習

(財) 日本消防設備安全センターの委託により、消防設備点検資格者免状所有者に対する再講習を実施する。

(5) 防火管理講習

(財) 日本防火協会の委託により、防火管理講習（資格取得）を実施する。

(6) 防災管理講習

(財) 日本防火協会の委託により、防災管理新規講習を実施する。

4. 消防用設備等点検済表示制度に関する事業

- (1) 点検済票（ラベル）を交付し、適正な点検の実施を推進する。
- (2) 消防用設備等点検済表示管理委員会を開催する。
- (3) 情報提供（月刊フェスクを購入し、表示登録会員に配付する等）を行う。

5. 斡旋事業

(1) 参考図書等の斡旋

(財)日本消防設備安全センターが発行している、消防設備関係参考図書等を斡旋する。

(2) 防火基準点検済証・防火優良認定証等の斡旋

防火対象物定期点検報告制度に係る防火基準点検済証、認定証等を希望者に頒布する。

6. 火災予防思想の普及啓発

(1) 防災協力事業

青森県が実施する「防火の集い」の後援等、火災予防思想の普及に協力する。

(2) 協会誌「会報」を発行し、会員及び関係機関等に配付する。

(3) 表彰事業

*当協会会長表彰

当協会の表彰規程に基づき、優良会員等を表彰する。

*消防庁、(財)日本消防設備安全センター関係表彰

消防庁、(財)日本消防設備安全センターが行う表彰者の推薦及び表彰式に出席する。

7. 情報収集及び提供等

(1) 会議等への出席

全国及び北海道・東北ブロックで開催される消防設備保守協会等の会議に出席し、情報の収集を行う。

(2) ホームページの公開

協会の事業内容、各種講習会の案内、消防設備等に関する情報を提供し、協会会員及び消防関係者並びに一般の方々への広報を図る。